山形ゆみ子議員の 市議会報告

2008年７月
日本共産党

６月定例議会（６月５日～１８日）

＜連絡先＞
ひたちなか市高野５３６－５
＜電話＞029-285-3774(自宅)
＜メールアドレス＞
yamagatayumiko@y7.dion.ne.jp

市民の声を議会に届けて

六月定例議会は、五日から十八日までおこなわれ、後期高齢者医療制度の導入に伴う国保条例の一部改定や、地方税法改定による市税条例の一部改定などの議案が提出されました。

また山形議員は、市民の声を代弁し、六項目にわたって一般質問をおこないました。

その1 後期高齢者医療制度は中止・廃止を

高齢者いじめの制度の矛盾が全国に広がっています。制度の中止・廃止を求める署名は六二〇万筆を越え、さらに全都道府県医師会の六割以上が、「反対」や異論を唱えています。茨城県医師会では「中止・廃止」の署名を二〇万人以上集め国会に提出しました。

山形議員はこうした状況をふまえ、この制度はキッパリと中止・廃止すべきだと、市長に見解を求めました。本間市長は「増加が予想される高齢者の医療費を、国民全体で支える仕組みを再構築する制度だと認識する」と答弁しました。

この制度は、これまでの老人保険制度と大きく違い、高齢者の受けられる医療の範囲が制限されてしまいます。つまり「増加が予想される高齢者の医療費」の削減が、一番の目的です。

年を取れば医療費がかかるのは当然であり、高齢者が安心してかかれる医療を保障するのが、国として当然の役割りです。大企業や大金持ちへの行過ぎた減税や、五兆円に及ぶ軍事費を見直せば、高齢者の医療費の確保はできます。

山形議員は「医療費がかかりすぎるからという理由で、高齢者を真っ先に切り捨てるような国に明るい未来はない。この制度は一部の凍結・見直しではなく、国に対し中止・廃止を強く求めるべきだ」と市長に求めました。

また山形議員は、低所得者の保険料について、市独自の免除制度を求めました。「総所得金額が年三十三万円以下の方は、均等割が七割軽減になったとしても、年一万千二百円徴収されてしまいます。もし保険料が払えなければ、病院の窓口で全額自己負担となり、それを心配して病院に行けずに重症化してしまうことが心配されます。高齢者が安心して、必要な医療が受けられるように、市独自の低所得者の保険料免除対策が必要です」。

これに対し市長は「現在、国において検討されている保険料負担の見直し状況を見極めて、判断をしていく」と答弁しました。

その2 難病患者に福祉手当を

県内で、難病患者福祉手当を支給していないのは、本市のほか六市町だけです。本市には五五二人の難病患者がいらっしゃって、「病気のために働きたくても働けない」「病院が近くになくて、交通費もたいへん」と、難病福祉手当の要望が強く出されています。

山形議員は、難病四五の疾患について、国が治療方法の研究をしていることを紹介しながら、市独自の難病福祉手当の早期実施を求めました。市は「本来は国の施策だ」。そして「今後県内の動向を踏まえ検討していく」と答弁しました。ほとんどの市町村が実施している状況なのに、県内の動向を踏まえとはどういうことでしょうか。山形議員は、今後も難病患者のみなさんと一緒になって福祉手当の支給を要望していきます。

その3 小中学校の耐震化工事の早期実施を

中国四川省で大地震が発生し、死者が六万人。なかでも多くの学校が倒壊し、六千五百人を超える子ども達が犠牲となってしまいました。茨城県内でも一番遅れている学校の耐震化は、子どもたちの生命にかかわる大きな問題であり、なによりも優先してすすめなければなりません。

山形議員は、国と県に対し財政措置の強化を求めることを要求しました。本間市長は「国に対して耐震化対策の充分な補助の確保を要望する」と答弁。耐震化工事の今後のすすめ方については、「昭和五六年以前建築の校舎等を対象に、耐震診断を早急に実施し、その結果により全面改築だけでなく、学校によっては改築と耐震補強を組み合わせて実施していきたい」と答弁しました。

陳情も大事な市民の声

市民から出されていた「後期高齢者医療制度の中止・廃止を求める陳情」の委員会付託について、六月十一日に議会運営委員会で審議されました。参加している議員から、「今後の動きを見てからでいいのではないか」「中止ではなく見直しの段階だ」という意見が飛び出し、文教福祉委員会に付託し審議することなしに、議員への写しの配布のみとすることを決定してしまいました。

陳情も請願と同じように、市民からの大事な声として受け止め、常任委員会に付託して審議すべきだと思います。

議会運営委員会参加の議員は、「高齢者にはお金をかけなくていい」という考えなのでしょうか。

来年10月から 市民税も年金天引きに

地方税法改定（二〇〇八年四月三〇日に成立）による「ひたちなか市税条例の一部を改定する条例制定について」の議案が、六月議会に提出されました。

市税条例改定のひとつが、「公的年金等の、所得にかかわる個人の市民税の特別徴収」です。これは六五才以上の公的年金額、月一万五千円以上受け取っている人が対象で、来年十月支給分の年金から、市民税を天引きするというものです。

年金からはすでに介護保険料、この四月から国民健康保険税が、また、七五才以上の方は後期高齢者医療制度の保険料も天引きされています。こうした有無を言わさぬ年金からの税徴収は、年金で生活している方々の暮らしを一層困難にしてしまうとして、山形議員は反対討論をおこないました。

この条例制定案に、公明党議員は賛成討論。採決では、「国の制度改正によるものだから仕方がない」という議員など、山形議員を除いて全員が賛成しました。

市民の暮らしを守る立場に立つのが、地方議会議員の本来の役割りなのではないでしょうか。

山形ゆみ子の 市政懇談会

８月21日(木) 19:00~21:00

- ６月議会報告
- 参加者からの意見・要望など

みなさん、お気軽にご参加下さい。

会場：ひたちなか市文化会館・２階小練習室